

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	上下水道事業部 令和6年度分 (必要に応じて令和7年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 7 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 27 日
担 当	上下水道事業部 上下水道事業政策課 (TEL259-7511)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(水道事業)</p> <p>(1) 未収金の回収について</p> <p>ア 水道料金の過年度未収金は、前年度末と比較して2,453件、13,458,766円の増であり、令和7年3月末現在で6,588件、33,475,191円である。</p> <p>今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。</p>	<p>水道料金の未収金回収対策として、令和7年度より支払督促等の裁判所を通じた法的な手続を行い未収金回収に努めた。また、営業関連業務委託受託会社との契約に、収納率に応じて報奨金、違約金が発生する制度を導入し徴収体制の動機付の強化を図るとともに、未収金の一部を弁護士法人へ委託して回収強化を図っている。現年度分の収納対策としても、口座振替や金融機関、コンビニエンスストアでの収納のほか、モバイル決済(スマホ決済)及びクレジットカード決済の導入など納付方法を拡充している。</p>
<p>イ 給水停止キャップ破損に係る弁償金の過年度未収金は、前年度と変わらず、令和7年3月末現在で1件、15,070円である。</p> <p>また、水道本管破損に係る弁償金の過年度未収金は、前年度末と比較して2件、37,295円の減であるものの、令和7年3月末現在で1件、154,091円である。</p> <p>過年度未収金の早期回収の対策を検討し、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>給水停止キャップ破損に係る弁償金については、令和7年8月21日付で収納済である。</p> <p>水道本管破損に係る弁償金については、修繕費の請求に対し相手方の同意が得られず、令和7年以降、文書、電話及び面会による催告を継続して行っているが平行線が続いている。</p> <p>令和8年2月に、債権回収の手法について行政課へ相談したところ、「支払督促の申し立て」が提案されたが、督促後に相手方が異議を申し立て通常訴訟へ移行した場合、訴訟費用や人件費が回収額を上回る「費用倒れ」のリスクがあることを確認したところであり、引き続き早期回収に向け対策を検討し取り組む。</p>
<p>(下水道事業)</p> <p>(1) 未収金の回収について</p> <p>下水料金の過年度未収金は、前年度末と比較して576件、7,319,858円の減であるものの、令和7年3月末現在で17,686件、124,705,256円である。</p> <p>また、受益者負担金の過年度未収金は、前年度末と比較して96件、507,234円の減であるものの、令和7年3月末現在で1,198件、4,034,283円である。</p> <p>今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。</p>	<p>下水料金の未収金回収対策として、営業関連業務委託受託会社との契約に、収納率に応じて報奨金、違約金が発生する制度を導入し徴収体制の動機付の強化を図るとともに、未収金の一部を弁護士法人への委託、滞納者の財産調査及び差押えの実施により回収強化を図っている。現年度分の収納対策としても、口座振替や金融機関、コンビニエンスストアでの収納のほか、モバイル決済(スマホ決済)及びクレジットカード決済の導入など納付方法を拡充している。</p> <p>受益者負担金の未収金回収対策として、滞納者の財産調査及び差押えに加え、令和6年度から未収金の一部を弁護士法人への委託を開始して回収強化を図っている。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	上下水道事業部 令和6年度分 (必要に応じて令和7年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 7 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 27 日
担 当	上下水道事業部 上下水道事業政策課 (TEL259-7511)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(2) 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>ア 岐阜市上下水道事業部企業会計規程第37条第1項は、「現金取扱員は、現金を収納したときは、当該現金にその内訳を示す書類を添えて、当該収納した日の翌日までに企業出納員に引き継がなければならない。」と規定している。</p> <p>また、同条第2項は、「企業出納員は、前項の規定により現金取扱員から引継ぎを受けた収入及び自ら収納した収入を当該引継ぎを受けた日の翌日までに出納取扱金融機関に払い込まなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和3年7月21日に営業課窓口において現金で受領した受益者負担金35,600円について、課内の金庫に保管したまま企業出納員に引継ぎを行っていなかったため、出納取扱金融機関に払い込まれていなかった。さらに、当該負担金が未納として取り扱われた結果、令和5年10月5日、消滅時効分を除き督促手数料を加えた17,800円を誤って徴収していた。</p> <p>また、令和7年4月22日に誤って徴収した17,800円を返還する際、還付加算金210円が支払われていた。</p>	<p>窓口での現金受領は現金取扱員2名以上で実施することとし、対応についてはマニュアルに明文化した。</p> <p>対応策としては、受領した現金を収納出納簿により管理するとともに、岐阜市上下水道事業部企業会計規程第37条第1項及び第2項に基づき、現金取扱員は収納した現金を毎日翌朝までに企業出納員（政策課出納係長）に引き継ぎし、企業出納員が金融機関に払い込む体制とした。</p> <p>また毎月末に、金庫全体の棚卸を複数職員が持ち回りで行い、金庫保管簿兼状況確認表によりその結果を所属長及び企業出納員が金庫内の状況と突合して確認することとした。</p> <p>さらに現金の取扱い方法や善管注意義務の認識を再徹底するための研修を、営業課にて令和7年4月7日、14日の計2回実施した上で、上下水道事業部の全職員（パートタイム会計年度任用企業職員を除く。）を対象として4月23日から24日で計3回に分けて実施した。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	上下水道事業部 令和6年度分 (必要に応じて令和7年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 7 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 27 日
担 当	上下水道事業部 上下水道事業政策課 (TEL259-7511)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>イ 岐阜市上下水道事業部会計年度任用企業職員給与規程第12条は、パートタイム会計年度任用企業職員の給与の支給について、岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例によるパートタイム会計年度任用職員の報酬の支給の例による旨規定し、岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第5条第1項第3号は、事務補助に係るパートタイム会計年度任用職員の給料は、勤務をした日の属する月の翌月の15日に支給する旨規定している。</p> <p>しかしながら、令和6年4月分のパートタイム会計年度任用企業職員B (1人)の給料について、令和6年5月15日に支払われるべきところ、7月31日に至るまで支払われなかった。</p> <p>今後は、岐阜市上下水道事業部企業会計規程及び岐阜市上下水道事業部会計年度任用企業職員給与規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>給料支払いについては、給料の金額、決定処理日、支払予定日が分かる支払いリストを下水道事業課の担当職員が作成し、毎月の支払予定や履歴の可視化により支払い忘れの防止をするとともに、月初めに支払いリストを支出伝票に添付し、複数の職員 (担当職員及び課長) が金額、日付を確認の上で確認日を記入し、毎月の処理が適正に行われているかをチェックする体制を整えた。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	経済部中央卸売市場 令和6年度分 (必要に応じて令和7年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 7 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 14 日
担 当	経済部 中央卸売市場 (TEL271-1341)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金の回収について</p> <p>面積割使用料の過年度未収金は、前年度末と比較して11件、136,125円の増であり、令和7年3月末現在で59件、1,949,426円である。</p> <p>水道使用料の過年度未収金は、前年度末と比較して10件、1,050円の増であり、令和7年3月末現在で12件、1,260円である。</p> <p>電気料の過年度未収金は、前年度末と比較して12件、18,660円の増であり、令和7年3月末現在で42件、300,333円である。</p> <p>今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。</p>	<p>滞納があった3者のうち、1者は破産手続が終結したため、水道料金及び電気料の不納欠損処理を行った。もう1者とは直接面談し、未納分の使用料については分割納付を継続し、今後施設の原状復帰及び返済計画について合意した。残りの1者については、令和8年度、令和9年度に時効を迎えるため、不納欠損処理を行う予定。</p> <p>今後も未収金の回収を行いながら、併せて新たな未収金が発生しないよう納付遅れに対しては早期に電話や面談を実施し、発生防止に努める。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民病院 令和6年度分(必要に応じて令和7年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 7 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 23 日
担 当	市民病院 病院財務課(TEL 058-251-1101)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金の回収について 未収金のうち、医業収益の過年度未収金は、前年度末と比較して286件、10,317,304円の増であり、令和7年3月末現在で4,164件、101,296,917円である。 また、医業外収益の過年度未収金は、令和7年3月末現在で562,261円である。 今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。</p>	<p>医業収益の未収金については、現年度発生未収金を早期に回収するため、速やかに弁護士へ委託した。過年度未収金については、分納もしくは弁護士委託の対応を継続しており、早期回収できるよう対応済みである。 医業外収益の未収金については、これまでに督促等を進めてきたが、本人宛所不明で未回収となっており、不納欠損を検討している。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民病院 令和6年度分(必要に応じて令和7年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 7 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 23 日
担 当	市民病院 病院財務課(TEL 058-251-1101)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(2) 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>ア 所得税法第185条第1項第1号は、給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う給与等について徴収すべき所得税の額を、給与所得の源泉所得税額表の甲欄により求める旨規定し、同法第185条第1項第2号は、前号及び次号(労働した日又は時間によつて算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与等)に掲げる給与等以外の給与等について徴収すべき所得税の額を、給与所得の源泉所得税額表の乙欄により求める旨規定している。</p> <p>また、同法第186条第1項第1号は、給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う賞与について徴収すべき所得税の額を、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の甲欄により求める旨規定し、同法第186条第1項第2号は、前号に掲げる賞与以外の賞与について徴収すべき所得税の額を賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の乙欄により求める旨規定している。</p> <p>さらに、国税庁長官の発出する所得税基本通達「法第194条《給与所得者の扶養控除等申告書》及び第195条《従たる給与についての扶養控除等申告書》関係」における通達194・195-6(年の中途で退職した者に係る給与所得者の扶養控除等申告書等の効力)は、給与所得者の扶養控除等申告書は、年の中途においてその提出を経由した給与等の支払者のもとを退職した場合には、これらの申告書はその退職により効力を失うと規定している。</p> <p>この場合の取り扱いについて、国税庁ホームページタックスアンサーNo. 2739「退職後に支給される給与等の源泉徴収」では、「給与所得者の扶養控除等申告書は、その給与所得者が提出の際に経由した給与等の支払者のもとを退職したときにその効力を失うものとされている。</p>	<p>令和6年5月13日に過少徴収分の所得税を税務署に納付し、同日、該当する3名に対し、差額納付分を市民病院に納付するよう依頼し、同年中にすべての納付を確認した。</p> <p>指摘後は、「退職者の甲乙切替リスト」を毎月作成し、退職後の再就職先の有無により乙への切替の必要性を判断し、人事課へ報告して再発防止に努めていた。</p> <p>令和8年1月から、全庁的に全ての退職者は乙欄に切り替えて所得税を徴収する方針となったため、病院も退職者については、すべて乙欄に切り替える運用をとっている。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民病院 令和6年度分 (必要に応じて令和7年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 7 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 23 日
担 当	市民病院 病院財務課 (TEL 058-251-1101)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>したがって、退職後その年中に給与等の支給をする時において、その退職した者がほかの給与等の支払者を經由して給与所得者の扶養控除等申告書を提出していないことが明らかな場合を除き、退職者に退職後に支給期が到来する給与等を支払う場合には、原則として給与所得の源泉徴収税額表の乙欄により源泉徴収税額を求める」旨記載されている。</p> <p>しかしながら、職員A（令和2年5月末日に退職）に対して令和2年6月に支給した賞与、職員B（令和4年5月末日に退職）に対して令和4年6月に支給した賞与及び12月に支給した給与・賞与の改定差額分並びに職員C（令和5年11月末日に退職）に対し令和5年12月に支給した賞与及び同じく令和5年12月に支給した給与・賞与の改定差額分に係る源泉徴収の際、給与については所得税法第185条第1項第2号イにより「給与所得の源泉徴収税額表」の乙欄を、賞与については同法第186条第1項第2号イの規定により「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の乙欄を適用し源泉徴収するべきところ、誤ってそれぞれ甲欄を適用したことにより、源泉所得税32,426円（職員Aは8,032円、職員Bは8,949円、職員Cは15,445円）が過少に徴収されていたことが、令和6年2月の税務署による税務調査で判明した。</p> <p>これに伴い、令和6年5月13日に過少徴収分の所得税が税務署に支払われていた。</p>	

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民病院 令和6年度分(必要に応じて令和7年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 7 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 23 日
担 当	市民病院 病院財務課(TEL 058-251-1101)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>イ 岐阜市病院事業企業会計規程第44条は、主管課長は、事業年度、支出科目、支出金額、債権者名等が適正であるか否か調査し、支出伝票を作成し、管理者の決裁を受けなければならない旨規定している。</p> <p>しかしながら、令和6年4月に託児所を利用した職員Aの託児料20,200円を5月支給の給与から控除する情報としてパソコンへ入力する際、誤って入力したことにより、職員Bの5月支給の給与から20,200円控除されていた。</p> <p>今後は、所得税法及び岐阜市病院事業企業会計規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>令和6年6月28日に職員Aからの問い合わせで控除誤りが発覚し、7月に改めて控除するとともに職員Bに対して返金をした。</p> <p>その後、控除情報については、更新の前後に2度、帳票を印刷して点検を徹底するとともに、点検方法についてマニュアルを改定して関係者で共有した。再発防止策を実施以降、同様の事案は再発していない。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	財政部 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 10 月 17 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	財政部 税制課(TEL (内) 2302 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 市税収納率の向上について 令和6年度決算において、市税収納率は96.4%で、前年度比0.1ポイント増であった。 業務の効率化の推進や人材育成の強化等により、滞納繰越分の早期回収に努めるほか、滞納繰越が生じないよう現年課税分を回収するため、納税コールセンターの運用開始や納付機会の拡充を図っており、収納率の向上が見られた。 しかしながら、令和7年7月末現在の未収金のうち、滞納繰越分は2,150,689,591円であることから、今後とも、現年課税分の早期回収を図ることと滞納繰越の発生を抑制するとともに、滞納繰越分の早期回収に努め、税負担の公平性確保及び市税収入の安定確保に向け、更なる収納率の向上を図りたい。</p>	<p>税公金セルフ収納機や預貯金調査業務の電子化等による業務効率化の推進や、専門的な徴収ノウハウのある国税OB職員による人材育成の強化等により、滞納繰越分の早期回収を行った。 また、納税コールセンターからの、現年課税分の滞納者に対する早期自主納付の呼びかけにより、引き続き、滞納繰越の発生抑制を行った。</p>
<p>(2) 適正な財務会計事務の執行について 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条は、支払の時期を画面により明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなす旨規定している。 しかしながら、令和6年7月16日に税制課の担当職員が受領した令和6年度6月分口座振替データ伝送用端末認証サービスに係る利用料の請求書について、当該請求が会計課において処理される公共料金等の一括口座振替により支払われるものと誤認し支払処理をせず、請求書を文書保存キャビネットに保管してしまった結果、利用料4,510円(支払期日7月30日)が、8月1日に支払われていた。 今後は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>今後の支払業務において、例年の支払状況を基に作成した執行予定一覧について、進捗状況を毎週複数人(2人以上)の職員で確認するように改め、執行予定一覧のうち処理日の日付が空欄になっている箇所については係内で担当者に指摘(進捗状況の確認)する体制とした。また、課内で管理している執行予定一覧に加え、会計課管理の支出伝票等出入管理システムへ伝票番号の登録を行うことで、より確実な伝票起票状況の確認及び伝票等の紛失防止の対策を講じている。</p> <p>請求書については受領した時点で必ず件名を確認し、即日支払処理を行っている。一括支払分請求書については、支払処理すべき請求書がないか毎週末に棚卸を行うようにした。</p> <p>遅延利息に係る根拠法令の認識誤りを防ぐため、支払遅延防止法及び当該条文の内容について課内で共有した。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	財政部 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 10 月 17 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	財政部 税制課(TEL (内) 2302 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(3) 適正な事務執行について</p> <p>ア 岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条は、任命権者は、任期を定めて採用された職員の任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない旨規定している。また、同条例施行規則第2条は、任命権者は、任期付職員の任期を更新する場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない旨規定している。</p> <p>しかしながら、納税課において、徴税吏員として市税の滞納整理を行う職種で令和6年7月31日を任期と定めて採用している職員1名について、8月1日から翌年7月31日まで任期を更新する人事異動通知書を令和6年8月7日に至るまで交付していなかった。</p>	<p>令和6年9月に「任期付職員の内申作成マニュアル」を作成した。それに基づき令和7年6月に任期付職員の任期満了に伴う採用試験を実施し、遅滞なく採用事務手続きを実施した。また、令和7年度採用試験の結果に基づき、マニュアル記載の任期付職員の雇用予定表を令和10年度までの予定に更新し、任期付職員の任用期間のタスク管理を行った。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	財政部 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 10 月 17 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	財政部 税制課(TEL (内) 2302 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
イ 資産税課は、固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒に広告を掲載する事業者を令和6年8月30日に募集し、10月15日に広告主事業者を決定した後、10月25日に広告主事業者から広告原稿を受領した。12月9日に審査委員会において広告掲載内容を決定した後、12月17日に封筒広告掲載契約の締結について資産税課長の決裁を受けた。翌年1月8日に当該契約書及び広告の校正原稿を広告主事業者に送付し、1月29日までに返送を依頼したものの、広告主事業者からの回答がないまま、2月7日、納税通知書等作成業務委託において、広告主事業者の広告が掲載された封筒の印刷原稿を校了した。	業務フローを見直すとともに「岐阜市納税通知書送付用封筒等広告掲載取扱要領」を改正。 広告主の決定後速やかに契約締結と広告料の納付を行い、その後に掲載原稿の提出～封筒作製を行うこととし、同種の問題が発生することのない手順に改めた。
ウ 納税課の担当職員が令和6年3月5日から3月14日までに電算処理した分の固定資産税の口座振替に係る納付方法変更情報ファイルについて、資産税課へ提供できていなかったため、資産税課において当該情報が反映されないまま、令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知書の作成に係る電算処理を実行した結果、22名分の納税通知書を変更前の納付方法の情報により作成し、4月1日に送付した。	令和6年度中にマニュアルに共有フォルダへの保存と資産税課への連絡手順を明確に追記し、マニュアルを見ながら保存や連絡を行うように変更して、令和7年度及び令和8年度は実施した。 資産税課への連絡は、記録が残らず伝言ミスが生じる電話連絡は止めしており、納税課、資産税課の担当者全員のチャットグループを作成し、納税課の報告及び資産税課の確認結果を共有した。

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	財政部 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 10 月 17 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	財政部 税制課(TEL (内) 2302 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>エ 令和6年1月25日から26日まで、事業所1社から給与支払報告書データがエルタックス（電子申請）により7回に分けて市民税課に送付されたが、担当職員がシステムを用いて給与支払報告書データを受け入れる際、2回目以降に送付されたデータは「追加分」の区分として受け入れるべきところ、2回目に送付されたデータを誤って「差し替え」の区分として受け入れる電算処理を実行したため、1回目に送付されたデータが上書き消去されたことに気が付かず、5月10日に、令和6年度市民税・県民税の納税通知書の作成に係る電算処理が実行された結果、当該事業所の従業員142名のうち、61名分の納税通知書が5月23日に発送されなかった。</p> <p>今後は、岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び同条例施行規則を遵守するとともに、同様の事案が起こらないよう事務処理マニュアルを遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>エルタックスを処理する担当者に対し、本事案と発生原因を共有し注意喚起するとともに、エルタックスに関する課内研修を実施（令和6年12月13日）し、担当者のスキルアップを図った。</p> <p>また、給与支払報告書のデータが「追加」または「差し替え」として提出された際は、担当者2名でダブルチェックすることを事務処理マニュアルに記載の上、実施を徹底している。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	議会 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 10 月 17 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	議会事務局 議会総務課 (TEL 2401 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>岐阜市会計規則第65条第1項は、「支出命令者は、支出命令書(支出負担行為書兼支出命令書を含む。)を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、市議会のペーパーレス化等を目的に令和3年度から導入しているタブレット端末50台分のデータ通信サービス契約について、令和7年3月1日の契約更新時に、タブレット端末の契約台数は50台のまま、データ通信サービスに係る回線利用数を50回線から40回線に変更したが、4月25日に通信事業者から送付された3月利用分の請求内訳書に、一部の通信費用項目が誤って50台分として積算され請求されていたことに、議会総務課の支払担当職員が気が付かず、4月30日、本来120,020円を支払うべきところ、誤って124,420円支払われ、4,400円が過払いとなった。</p> <p>今後は、岐阜市会計規則等を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>①業務担当課に係る支出や収入については、業務担当課も請求内容の確認作業を行う処理フローとした。</p> <p>②令和7年5月より毎月の支払チェックリストに金額を記載する項目を追加し、支払の決裁を行う際に前月との金額の比較を行っている。なお、契約内容の変更・更新等により、請求額に変更がある可能性はあるものは、支払チェックリストの金額欄にその旨のコメントを残しておく運用とした。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	企画部 令和7年度分(必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 10 月 27 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 9 日
担 当	企画部 総合政策課(TEL 214-2019 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 適正な事務執行について 全国及び県内自治体において、放送法に基づくNHK放送受信契約が未締結であり、受信料の未払があった案件の報道を受け、令和7年4月に行政部管財課が受信契約に係る調査をしたところ、NHK放送受信料の対象と指摘された旧薬科大学のテレビ5台分(最大平成22年4月から令和7年3月まで未締結)及びカーナビ1台分(平成25年10月から令和7年3月まで未締結)の受信料が8月に支払われていた。 今後は、放送法を遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>旧薬科大学(現:岐阜市公立大学法人岐阜薬科大学)に対して、放送法を遵守し、大学運営に必要なテレビ、カーナビについて、NHK放送受信契約を締結し、支払事務について、受信料の支払が毎月適正な時期に行われているか職員がシステムで確認するよう指導を行った。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	環境部 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 11 月 18 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	環境部 環境政策課 (TEL 内線3428 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金の回収について</p> <p>ア し尿処理手数料の過年度未収金は、前年度末と比較して23件、39,110円の減であり、令和7年8月末現在では、388件、545,120円である。</p> <p>まちを美しくする条例過料の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年8月末現在では、8件、16,000円である。</p> <p>今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿処理手数料の過年度未収金については、督促状の発送に加え、職員による文書催告及び電話催告を行っている。令和7年度は、①督促状の発送：6回、②文書催告：3回、③夜間電話催告6回を行った。今後も引き続き、これらの取り組みを行い、未収金の回収を図っていく。</li> <li>・まちを美しくする条例過料の過年度未収金は、2件の時効到来により令和8年3月末では6件、12,000円である。文書催告及び電話催告に取り組んでおり、令和7年度は文書催告4回、電話催告4回を行った。引き続き過年度未収金の発生抑制及び早期回収に努める。</li> </ul>
<p>イ 延滞金の過年度未収金は、前年度末と比較して520,000円の減であり、令和7年8月末現在では、10,708,763円である。</p> <p>産業廃棄物不法投棄弁償金の過年度未収金は、前年度末と比較して50,000円の減であり、令和7年8月末現在では、6,634,690,244円である。</p> <p>廃液等撤去処理費用弁償金の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年8月末現在では、15,101,900円である。</p> <p>未収金の回収に努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物不法投棄弁償金及び延滞金について、定期的に分割納付を行っている債務者に対して、遅滞なく納付させるよう引き続き分割納付の履行確認を行う。納付が無い債務者については、預金調査などを実施し、必要に応じて差押を実施する。</li> <li>・廃液等撤去処理費用弁償金の過年度未収金に関しては、債務者の死亡及び相続人がすべて相続放棄をしていることから、令和8年1月13日付、地方税法第15条の7第5項の規定により納付義務を消滅させたため、令和8年3月19日付、不納欠損処分した。</li> </ul>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	環境部 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 11 月 18 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	環境部 環境政策課 (TEL 内線3428 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(2) 適正な事務執行について</p> <p>ア 全国及び県内自治体において、放送法に基づくNHK放送受信契約が未締結であり、受信料の未払があった案件の報道を受け、令和7年4月に行政部管財課が受信契約に係る調査をしたところ、NHK放送受信料の対象と指摘されたゼロカーボンシティ推進課の携帯電話1台分(平成26年9月から令和7年4月まで未締結)及び環境保全課のカーナビ1台分(平成30年11月から令和7年4月まで未締結)の受信料が8月に支払われていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロカーボンシティ推進課においては、テレビ受信機能を除いた携帯電話に更新した。今後も適切な事務執行に努める。</li> <li>・環境保全課においては、カーナビに付属するアンテナを切断し、テレビの受信ができないようにした。今後、カーナビを購入する際はテレビ受信機能の確認を徹底するよう課内で周知した。</li> </ul>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	環境部 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 11 月 18 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	環境部 環境政策課 (TEL 内線3428 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>イ 岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第2項は、し尿処理手数料の額は別表第1のとおりとする旨規定しており、別表第1では、し尿処理手数料は「一般世帯及びこれに準ずるもの」は定額制とし、世帯員1人1回につき320円とする旨規定している。</p> <p>また、岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第4条第4項は「し尿処理手数料の算定基礎となる人員は、1月の初日(以下「基準日」という。)現在の世帯員をもって算定する。ただし、その基準日後に人員の増減があった場合には、第5条の規定に基づき増減の属する期の次の期から当該人員により算定する。」と規定しており、同規則第5条は、1年を6期に分け、し尿処理手数料納入通知書を発行し徴収する旨規定している。</p> <p>し尿処理手数料を定額制で徴収されていた世帯Aは、平成28年に妻の死亡のため、世帯人員を2人から1人に変更し、平成28年度第3期分(6、7月分)から令和6年度第3期分(6、7月分)までは、1人世帯として適正に手数料320円を徴収されていた。</p> <p>しかしながら、環境二課(現環境事業課)職員が令和6年9月に行った衛生手数料徴収システムの当該世帯にかかる変更履歴の整理の際に、世帯人員の変更履歴を誤って削除した結果、令和6年度第4期分(8、9月分)のし尿処理手数料が世帯人員2人で算定され、320円過大である640円で口座振替にて10月31日に徴収されていた。</p> <p>今後は、放送法並びに岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則を遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>今回の事案を受け、再発防止に向けた対策を以下の通り講じた。</p> <p>① 衛生システムですべての情報を更新した時は、履歴は削除せずに残しておく。</p> <p>② 衛生システムで相手方情報を更新した時は、更新内容に記載の異動票と更新前後の画面のハードコピーを係内で回覧しチェックを徹底する。</p> <p>③ ①、②について事務マニュアルに記載した。</p> <p>④ 管理すべきデータを明確にするとともに、係長をデータ管理者に指定し、管理を徹底するなど適切なデータ管理体制を構築した。</p> <p>⑤ 今回の事案を部内の所属長会議で情報共有し、各課でのマニュアルの徹底等について改めて研修を実施した。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	環境部 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 11 月 18 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	環境部 環境政策課 (TEL 内線3428 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(3) 公用車の後退時における降車及び誘導の徹底について                      令和6年4月から令和7年8月までの間に、公用車の後退時における事故が4件発生し、そのうち2件は、職員が同乗していたが、降車及び誘導をしていなかった。                      後退時に降車及び誘導をするなど、安全確認の徹底について指導されたい。</p>	<p>・環境事業課においては、後退時の事故を防止するため、以下の対策を実施した。                      ①後退時には、安全を確保するため、同乗者が必ず車外に出て誘導を行うことを徹底する。                      ②環境事務所職員に対し、車外での誘導の重要性を周知し、日々の業務における意識向上を図るための指導を実施した。                      ③事故防止に繋がる可能性のある対策案については、積極的に検討し、必要に応じて試行することとした。                      ・環境保全課においては、後退時、いかなる場所においても、同乗者は降車し誘導することを徹底した。また、部内の交通事故防止マニュアルを用いて、定期的に所属長による交通安全研修を実施し、安全確認に対する意識の向上を図った。</p>
<p>(4) 事故の防止について                      令和7年8月20日、粗大ごみ搬出のため南部粗大ごみ自己搬入施設を訪れた利用者が、車両後部から粗大ごみを降ろす際に、職員が手伝おうとしたところ、想定より長尺の重量物であったことからバランスを崩し、利用者の車両が損傷する事故が発生した。                      今後は、事故が起らないよう安全管理を徹底されたい。</p>	<p>今回の事故を受け、再発防止に向けた対策を以下の通り講じた。                      ・各粗大ごみ自己搬入施設に対し、事故内容の速やかな共有を行うとともに、作業時における安全確認の徹底を改めて指示した。                      ・運用面においては、作業マニュアルを改訂し、原則として搬入者本人が荷下ろしを行う旨を明記した。                      ・やむを得ず職員が補助する場合は、搬入者へ事前に同意を得ることとし、万一損傷が生じた際も補償いたしかねる旨を確認することを義務付けた。                      ・あわせて、各施設内に「荷下ろしは搬入者自身で行う」旨を明示した看板を設置し、利用者への周知と理解促進を図ることとした。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	ぎふ魅力づくり推進部 令和7年度分(必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 11 月 18 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	ぎふ魅力づくり推進部 ぎふ魅力づくり推進政策課(TEL3203)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金の回収について</p> <p>レンタサイクル使用料の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年8月末現在では、6件、37,800円である。</p> <p>シェアサイクル利用料の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年8月末現在では、2件、18,400円である。</p> <p>レンタサイクル鍵紛失に係る実費弁償の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年8月末現在では、2件、3,408円である。</p> <p>レンタサイクルの損傷に係る実費弁償の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年8月末現在では、1件、4,515円である。</p> <p>鵜飼観覧船使用料の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年8月末現在では、1件、89,400円である。</p> <p>過年度未収金の早期回収の対策を検討し、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>レンタサイクル使用料、シェアサイクル利用料、レンタサイクル鍵紛失に係る実費弁償の過年度未収金及びレンタサイクルの損傷に係る実費弁償の過年度未収金は、催告書を未納者全員に送付した。なお、催告書が宛先不明で届かない場合は、住民票の公用請求により、新たな住所を調査のうえ、改めて催告書を送付した。また、電話番号など具体的な連絡先が分かっている未納者へは、3ヶ月おきに電話連絡や自宅へ2人体制で訪問し、口頭にて催告を実施した。今後も継続して催告を行い、未収金の回収に努める。</p> <p>鵜飼観覧船使用料は、債務者に対し、年に一度、催告書を送付しており、今後も継続して催告を行い、未収金の回収に努める。</p>
<p>(2) 適正な事務執行について</p> <p>ア 岐阜市会計規則第64条の2第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第2に定める区分によるものとし、別表第2では、役務費の支出負担行為として整理する時期は、「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和7年5月1日付けで契約が締結された開館40周年記念企画展「お江戸ブックワールド」岐阜バス車内広告料は、令和7年8月5日に至るまで支出負担行為書が作成されていなかった。</p>	<p>会計事務に関して、担当者が変更となった場合は直ちに会計事務マニュアル、契約事務研修資料等に沿って企画管理係長が研修を行い、支出負担行為書の作成、支払処理の適正な時期等を理解させるようにした。</p> <p>また、エクセルファイルによる予算執行状況の把握を徹底するとともに、企画管理係長が支払処理状況と未処理の支出負担行為書及び請求書等を入れたケースを確認し、進捗管理を行うこととした。</p> <p>さらに、予算執行状況についてTeamsによる課内の情報共有を徹底した。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	ぎふ魅力づくり推進部 令和7年度分（必要に応じて令和6年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 11 月 18 日
提出日	令和 8 年 4 月 24 日
担当	ぎふ魅力づくり推進部 ぎふ魅力づくり推進政策課(TEL3203)

指摘事項	措置状況
<p>イ 岐阜市会計規則第65条第1項は、「支出命令書を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、科学館において、毎月定額支払のプラネタリウム全天デジタル補助投影システム賃借料（月額362,285円、年額4,347,420円）について、担当職員が令和6年7月分賃借料に係る支出命令書の作成時に財務会計システムの支払金額を誤って326,285円と入力し回議した結果、科学館及び会計課の職員も金額の誤りに気が付くことなく決裁を終えたため、令和6年9月2日、36,000円が不足したまま支払われていた。</p> <p>今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>課内の支払い事務マニュアルに、押印者全員によるチェックシートの常時活用、起案者によるすべての金額や数字への確認レ点の追記に加え、すべての支払関係の決裁について政策課に合議する等、チェック体制を強化した。</p> <p>また、朝礼を活用し、定期的に適正な事務執行についての注意喚起を行っている。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	ぎふ魅力づくり推進部 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 11 月 18 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	ぎふ魅力づくり推進部 ぎふ魅力づくり推進政策課(TEL3203)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(3) 適正な事務執行について</p> <p>ア 体育館スポーツ教室は年2回、年度の上半期と下半期に市内9体育館でテニスやバドミントン等のスポーツ教室が開催され、上半期は3月に、下半期は8月に申込を受け付けている。申込者に対してスポーツ安全保険への加入を促しており、当該保険への加入希望者は当該教室の受講料に当該保険の保険料を加えて市へ支払う。体育館スポーツ教室の申込者情報及び保険加入希望者情報は市民スポーツ課の担当職員がExcelで名簿を作成して管理するとともに、スポーツ安全保険への加入希望者については、担当職員が公益財団法人スポーツ安全協会(以下「協会」という。)が運営するスポーツ安全保険加入依頼システム(以下「システム」という。)に保険加入希望者情報を登録し、協会から市に請求された保険料を支払うことでスポーツ安全保険への加入手続が行われる。</p> <p>令和7年4月6日までに受け付けた上半期の体育館スポーツ教室の受講者のうち、スポーツ安全保険への加入希望者1,635名については、保険料2,158,050円を一般会計(雑入)に収入した。その後、4月9日、加入希望者1,635名のうち、北西部体育館及び岐阜ファミリーパーク体育館での開催分168名については、担当職員が協会のシステムに登録をし忘れ、加入希望者168名に係る保険料209,900円も協会に支払われなかった結果、スポーツ安全保険に未加入となっていた。</p>	<p>スポーツ安全保険に未加入となっていた168名のうち、下半期体育館スポーツ教室を受講する147名について、9月29日に加入手続を行った。下半期体育館スポーツ教室を受講しない21名に対しては保険料を返金した。</p> <p>今後同様の事案が発生しないよう、保険加入手続に関する事務マニュアルを見直すとともに、起案時のチェックリストを作成し、保険金額や加入人数に誤りがないか複数人で確認する体制をとり、事務処理を行うこととした。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	ぎふ魅力づくり推進部 令和7年度分（必要に応じて令和6年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 11 月 18 日
提出日	令和 8 年 4 月 24 日
担当	ぎふ魅力づくり推進部 ぎふ魅力づくり推進政策課(TEL3203)

指摘事項	措置状況
<p>イ 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による令和5年5月8日公布（施行は令和6年4月1日）前の地方自治法第243条は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。」と規定し、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）による令和6年1月19日公布（施行は令和6年4月1日）前の地方自治法施行令第158条第1項は、「次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。」と規定し、次に掲げる普通地方公共団体の歳入は、使用料及び手数料等に限定している。</p> <p>また、令和5年5月8日公布（施行は令和6年4月1日）後の地方自治法第243条の2第1項は、普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、公金事務を委託することができる旨規定し、同法第243条の2の5第1項は、普通地方公共団体の長が第243条の2第1項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、「指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの」及び「その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの」のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする旨規定している。</p>	<p>令和7年12月12日、市体育館等を管理運営する業務を受託している指定管理者を、指定公金事務取扱者に指定及び委託し告示を行った。</p> <p>指定公金事務取扱者指定等事務処理要領や手順書を課内で共有し、制度に対する各職員の理解を深めることで、再発防止を図った。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	ぎふ魅力づくり推進部 令和7年度分（必要に応じて令和6年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 11 月 18 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	ぎふ魅力づくり推進部 ぎふ魅力づくり推進政策課(TEL3203)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>なお、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において現に公金の徴収又は収納に関する事務を行わせている者に当該従前の公金事務を行わせることができる旨規定し、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により、この政令の施行の日の前日において改正前の地方自治法施行令により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者に当該従前の公金事務を行わせることができる旨規定している。</p> <p>さらに、岐阜市会計規則第55条第1項は、指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者が提出する申出書に記載する普通地方公共団体の長が必要と認める事項は、歳入等又は歳出の種類とする旨規定し、同条第2項は、収入命令者及び支出命令者は、指定公金事務取扱者を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならないとする旨規定し、同条第3項は、指定公金事務取扱者の指定は、会計管理者に合議の上、岐阜市事務決裁規則に定めるところにより決裁を受け行うものとする旨規定し、同条第4項は、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したときは、公金事務に係る歳入等の事項を告示する旨規定している。</p> <p>しかしながら、市民スポーツ課において、市体育館等を管理運営する業務として指定された指定管理者に対し、指定事業として「スポーツ教室の実施」を行わせるにあたり、経過措置により改正前の地方自治法の規定が令和6年4月1日以降令和8年3月31日まで適用されるが、その場合も雑入について収納事務を私人に委託することは認められていないにもかかわらず、体育館スポーツ教室の開催時に受講者から当該スポーツ教室の受講料及びスポーツ安全保険に係る保険料を雑入として収納させていた。</p>	

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	ぎふ魅力づくり推進部 令和7年度分（必要に応じて令和6年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 11 月 18 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	ぎふ魅力づくり推進部 ぎふ魅力づくり推進政策課(TEL3203)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>さらに、令和6年4月1日以降、改正後の地方自治法、同法施行令及び岐阜市会計規則の規定により当該受講料及び保険料に係る公金事務を取扱うものとして指定公金事務取扱者の指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議し、会計管理者に合議の上、指定に係る決裁を受ける必要があるが、これをしていなかった。</p> <p>加えて、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したときは、公金事務に係る歳入等の事項を告示しなければならないにもかかわらず、これをしていなかった。</p>	

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	ぎふ魅力づくり推進部 令和7年度分（必要に応じて令和6年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 11 月 18 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	ぎふ魅力づくり推進部 ぎふ魅力づくり推進政策課(TEL3203)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>ウ 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）による令和3年3月31日公布（施行は令和4年1月4日）後の地方自治法第231条の2の2第1項は、普通地方公共団体の歳入を納付しようとする者は、歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として普通地方公共団体の長が指定するもの（以下「指定納付受託者」という。）に納付を委託できる旨規定し、同法第231条の2の3第1項は、指定納付受託者が歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる旨規定している。</p> <p>また、岐阜市会計規則の一部を改正する規則（岐阜市規則第25号）による令和6年3月31日公布（施行は令和6年4月1日）後の岐阜市会計規則第53条第1項（施行前は同規則第55条）は、指定納付受託者の指定を受けようとする者が提出する申出書に記載する普通地方公共団体の長が必要と認める事項は、歳入等の種類とする旨規定し、同条第2項は、収入命令者は、指定納付受託者を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならないとする旨規定し、同条第3項は、指定納付受託者の指定は、会計管理者に合議の上、岐阜市事務決裁規則に定めるところにより決裁を受け行うものとする旨規定し、同条第4項は、指定納付受託者を指定したときは、指定納付受託者に係る事項を告示する旨規定している。</p> <p>しかしながら、令和4年度以降、市民スポーツ課が指定事業として行わせる体さらに、岐阜市会計規則の規定による当該保険料に係る納付事務を取扱うもの加えて、指定納付受託者として指定したときは、指定納付受託者に係る事項を</p> <p>今後は、地方自治法、地方自治法施行令及び岐阜市会計規則を遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>令和7年12月3日、保険料のキャッシュレス決済による納付事務を行う当該業者を指定納付受託者として指定し告示を行った。</p> <p>指定公金事務取扱者指定等事務処理要領や手順書を課内で共有し、制度に対する各職員の理解を深めることで、再発防止を図った。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	ぎふ魅力づくり推進部 令和7年度分（必要に応じて令和6年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 11 月 18 日
提出日	令和 8 年 4 月 24 日
担当	ぎふ魅力づくり推進部 ぎふ魅力づくり推進政策課(TEL3203)

指摘事項	措置状況
<p>(4) 公用車の後退時における降車及び誘導の徹底について                      令和6年4月から令和7年8月までの間に、公用車の後退時における事故が1件発生し、職員が同乗していたが、降車及び誘導をしていなかった。                      後退時に降車及び誘導をするなど、安全確認の徹底について指導されたい。</p>	<p>同乗する職員は、後退時は必ず降車及び誘導することを徹底した。                      また、館長が館内会議等の機会を捉え、職員に対し安全運転の呼びかけを行うとともに、交通安全に関するチラシを掲示し、安全意識の周知を図った。                      さらに、運転日誌の確認の際、確認者による運転者への安全運転の声掛けを徹底した。</p>
<p>(5) 事故の防止について                      令和7年7月11日に、鶺鴒観覧船の乗船客が乗船時に提灯と船体を繋いでいる紐に足を引っ掛け転倒し、怪我をする事故が発生した。                      今後は、同様の事故が起こらないよう安全管理を徹底されたい。</p>	<p>提灯の紐には印を付け判別しやすくするとともに、紐の設置位置を移動し、同様の事故が起きないよう再発防止策を講じた。                      また、乗船時に船員が注意を促すことを周知徹底した。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民協働生活部 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 1 月 26 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 21 日
担 当	市民協働生活部市民協働生活政策課(TEL 内線2918)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金の回収について                      ア 現在は回収業務のみとなっている住宅建築資金の貸付金に係る市民協働生活費貸付金元利収入の過年度未収金は、前年度末と比較して件数は変わらず、金額は12,000円の減であるものの、令和7年10月末現在では1人、3,594,298円である。                      今後とも、過年度未収金の早期回収に努められたい。</p>	<p>住宅建築資金の貸付金について、残りの債務者1名からは、令和4年2月に取り交わした償還計画書に基づき、毎月2,000円ずつの支払を受けており、令和8年3月末現在の残額は3,584,298円である。                      今後も引き続き漏れのないよう、滞納管理を適切に実施しつつ、可能な範囲で早期に返済していただけるよう、債務者に働きかけていく。</p>
<p>イ 国民健康保険事業特別会計の返納金の過年度未収金は、前年度末と比較して81件、2,172,959円の増であり、令和7年10月末現在では376件、12,393,587円である。                      今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。</p>	<p>督促状及び催告書の送付、電話催告、保険者間調整（資格喪失後に加入した保険者に請求）の勧奨通知の送付を実施し、未収金の早期回収に努めている。                      また、新たな未収金の発生を減少させるため、マイナ保険証の普及促進や、資格喪失時の期限内手続きの周知により、調定の発生原因削減を図っている。</p>
<p>(2) 国民健康保険料の収納率の向上について                      国民健康保険料の収納率は、令和6年度決算において、前年度比0.85ポイント減の80.14%であった。                      また、令和7年10月末現在の滞納繰越分に係る収入未済額は1,456,124,318円である。                      今後とも、国民健康保険料の納付啓発に努めるとともに、徴収事務を行っている財政部との情報共有を密にし、現年賦課分の早期回収を図ることで滞納繰越分の発生を抑制するとともに、滞納繰越分の早期回収に努め、更なる収納率の向上を図られたい。</p>	<p>税との徴収一元化により、保険料徴収事務が納税課に移管され、適宜、滞納処分等を実施している。                      新規滞納の発生抑制としては、口座振替の推進に加え、スマートフォン決済、クレジットカード、ネットバンキングによる納付を勧奨するとともに、夜間窓口や休日窓口の開設によって、納付機会の拡大に努めている。                      現年賦課分については、国保料収納センターによる初期滞納者に対する電話催告を実施し、早期接触を図るとともに、催告書の送付を行うことで、早期回収を図った。                      なお、令和8年4月1日からは名称を国保料納付コールセンターに改め、電話催告を年間40,000件程度から年間50,000件程度に増加させる。                      また、滞納繰越分については、分納不履行者の管理を徹底し、電話や文書による履行催告により、徴収強化を図っている。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民協働生活部 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 1 月 26 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 21 日
担 当	市民協働生活部市民協働生活政策課(TEL 内線2918)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(3) 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>ア 岐阜市会計規則第32条第1項は、収入命令者は、歳入を徴収しようとするときは、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納入場所について、法令等又は契約に照らし適正であること等を調査し、直ちにこれを調定しなければならない旨規定している。</p> <p>また、岐阜市生涯学習ふれあいルーム開設実施要綱第7条は、「施設の利用に当たっては、学校との交流活動や地区のふれあい活動を行う団体を対象としており、使用料は、徴収しない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和7年7月7日に厚見公民館において、公民館主事が、ふれあいルーム(クッキングルーム)の使用申込み(8月7日使用分)があった者に対し、施設使用料の納入義務が発生しないにもかかわらず、岐阜市公民館条例施行規則第11条が規定する「その他の公民館」の実習室と同等の料金(冷暖房器具(施設)使用時の実習室使用料である午前880円と午後1,180円の合計額2,060円)を徴収するものと誤認したため、誤って納入通知書を作成し、当該申込者に渡した結果、7月31日に納付された。</p>	<p>誤徴収を防ぐため、各公民館に対し、誤った徴収事例として令和7年10月21日に通知するとともに、マニュアルに「ふれあいルーム」について、使用料を徴収しない旨を追記した。</p> <p>また公民館の有料使用申込があった際には、市民活動交流センター職員がすぐに確認できるように、市民活動交流センターに申込書を電子メール又はFAXで送信するとともに、電話連絡をするよう指導した。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民協働生活部 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 1 月 26 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 21 日
担 当	市民協働生活部市民協働生活政策課(TEL 内線2918)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>イ 岐阜市会計規則第65条第1項は、「支出命令者は、支出命令書（支出負担行為書兼支出命令書を含む。）を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。</p> <p>また、岐阜市職員旅費条例施行規則第12条は、旅行者が岐阜市職員の給与に関する条例第13条及び岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第6条及び第20条第2項に規定する通勤手当又はこれに相当する給与の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする旨規定している。</p> <p>しかしながら、令和7年4月23日、市民課担当職員が5月15日に東京都へ出張する職員1名に係る市外出張命令書を作成する際、出張職員はJR岐阜駅とJR尾張一宮駅との間の通勤手当等の支給を受けているため、旅費計算書において当該区間の鉄道賃往復500円を調整すべきところ、誤って当該鉄道賃を含めて計算したまま、市民課長の決裁を受けた結果、4月28日、市外出張命令書に基づき、概算払いにより出張職員に対して出張旅費23,400円が支給された。</p> <p>さらに、5月20日、担当職員が出張職員から提出された鉄道賃の領収書を確認したところ、新幹線特急券が指定席ではなく自由席で、また、鉄道賃が割引となったことから、変更出張命令書を作成することとなったが、その際、旅費計算書において領収書の金額をJR名古屋駅とJR東京駅との間の鉄道賃ではなく、誤ってJR岐阜駅とJR東京駅との間の鉄道賃で計算したまま、市民課長の決裁を受けた結果、5月21日、変更出張命令書に基づき、出張職員から旅費差額分1,920円が戻入されていた。</p>	<p>変更後の運賃をジョルダンで検索することなく、領収書のみで確認して旅費計算書を作成し、金額の誤りを見落としたことと、通勤手当支給範囲の確認を怠ったことが原因であるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張者本人、担当課及び市民協働生活政策課の事務担当者において、通勤手当支給範囲を確認する。</li> <li>・概算払いを行った旅費について、変更が必要となった場合、変更後の運賃についても必ずジョルダンで確認し、検索結果を添付する。</li> <li>・精算の際は、金額に誤りがないか複数人で確認を行う。</li> </ul> <p>以上を徹底し、再発防止に努めている。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民協働生活部 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 1 月 26 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 21 日
担 当	市民協働生活部市民協働生活政策課(TEL 内線2918)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>ウ 岐阜市会計規則第65条第1項は、「支出命令者は、支出命令書（支出負担行為書兼支出命令書を含む。）を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。</p> <p>また、令和7～10年度国民年金端末機操作業務委託契約書に添付されている仕様書には、支払期日について業務終了後翌月末と記載されているが、同契約書に添付されている契約約款には、請求書を受領した日から30日以内に支払う旨が記載されており、支払期日の記載が異なる場合は、仕様書に記載されている支払期日を優先する。</p> <p>しかしながら、令和7年6月10日、国保・年金課担当職員が令和7～10年度国民年金端末機操作業務委託料に係る令和7年度5月分の請求書を受領し、支出命令書を作成した際、担当職員及び庶務係長は、支払期日について、契約約款の内容のみを確認したため、業務終了後翌月末となる6月30日までに支払うべきところ、契約約款に記載されている請求書を受領した日から30日以内となる7月8日までと誤認した結果、会計課に支払期日の誤りを指摘され、5月分委託料658,999円が7月8日に支払われていた。</p> <p>今後は、岐阜市会計規則、岐阜市職員旅費条例施行規則及び岐阜市生涯学習ふれあいルーム開設実施要綱を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>支払担当者が支出命令書を作成する際、仕様書と契約書の契約約款に記載されている支払期日が異なる場合は、仕様書に記載されている内容を優先する。このことについて、令和7年7月2日に課内研修を実施し、適正な事務執行に努め、支払遅延を防止するように周知した。</p> <p>また、T e a m s に経費管理表を作成し、当課庶務係と各事業担当係との間で業務の支払の進捗状況について共有している。</p> <p>さらに各事業担当係長は各事業の請求書の提出状況を管理し、提出書類等が全て整っていることを確認し受領している。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民協働生活部 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 1 月 26 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 21 日
担 当	市民協働生活部市民協働生活政策課(TEL 内線2918)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(4) 適正な事務執行について</p> <p>ア 令和6年10月分(11月請求分)までの公用車燃料費の支払については、契約相手方の石油元売り業者から管財課宛てに一括で届く請求書及び請求内訳書を、管財課が該当する各部主管課へメールにて送付した後、各部等において支出命令書を作成し、支払処理を行う運用となっていた。</p> <p>しかしながら、当時の市民協働推進政策課において、令和6年10月2日に管財課からメールを受信した9月分の公用車燃料費の請求書は、市民活動交流センター、人権啓発センター及び図書館が該当しており、市民活動交流センターについては市民協働推進政策課において支出命令書を作成し、残りの人権啓発センター及び図書館については、管財課からのメールを転送し、支出命令書を作成してもらうべきところ、市民協働推進政策課の担当職員は、人権啓発センターへメールを転送していなかったため、人権啓発センター所管分の公用車燃料費8,640円が未払となっていた。</p>	<p>令和6年11月分(12月請求分)の支払事務から、部内各課の給油した職員が、Teamsの部照会回答チャンネルの「公用車燃料費給油一覧」(以下「給油一覧」という。)へ給油日と給油量を入力し、給油情報を部内で共有することとし、市民協働生活政策課の各費目担当職員は、毎月上旬に給油一覧を確認している。</p> <p>給油月の翌月上旬に管財課から市民協働生活政策課へ、請求書及び請求内訳書添付の支払に関する確認メールが届くため、市民協働生活政策課の各費目担当職員は請求内訳書と「給油一覧」の内容を突合し、管財課へ支払額の報告を行っている。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民協働生活部 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 1 月 26 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 21 日
担 当	市民協働生活部市民協働生活政策課(TEL 内線2918)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>イ 住民基本台帳法第30条の3第2項は、市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票に記載する場合において、その者がいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者であるときは、その者に係る住民票に地方公共団体情報システム機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれかの住民票コードを記載するものとする旨規定されている。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項は、市町村長は、住民基本台帳法第30条の3第2項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、同法第8条第2項の規定により地方公共団体情報システム機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない旨規定している。</p> <p>しかしながら、令和6年8月26日に市民課窓口で、外国人が国外から本市への転入に係る住民異動手続き等を行う際、担当職員が住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、当該外国人がいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがないか確認を行ったところ、氏名、生年月日及び性別が同じである他市の住民が表示されたため、窓口において当該外国人に日本での住民登録歴の有無を聞き取ることなく、当該外国人を誤って当該他市の住民と判断した。このため、担当職員は、当該外国人に対し、当該他市の住民の個人番号を誤って付番し、誤った個人番号が記載された住民票の写しを交付した。</p> <p>今後は、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を遵守するとともに、同様の事案が起らないよう、チェック機能の強化による再発防止に取り組み、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>窓口受付では、国内に住民票を置いたことがあるか本人に聞き取り、住民異動届の備考欄に「直近の住所」「転出時期」を記入してもらっている。住民基本台帳システムで同一人と思われる情報が検出された場合、届出者から、確実に同一人と認められる具体的な陳述（直近の住所、転出時期）を得ることで同一人と判断している。</p> <p>また、検出された者の異動事由を確認し、住民票が国内にある場合は、直近の市区町村に電話で確認した上で、同一人と判断する。</p> <p>日本に初めて住む場合や、聞き取りで具体的な情報が得られない場合は、別人として個人番号を付番する。</p> <p>上記内容をマニュアルに具体的に追記し、令和6年11月19日に職場研修で徹底、再発防止を図った。（市民課及び全事務所）</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民協働生活部 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 1 月 26 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 21 日
担 当	市民協働生活部市民協働生活政策課(TEL 内線2918)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(5) 個人情報の保護について            個人情報の保護に関する法律第66条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、京町公民館で実施した公民館講座に係る講師2名の個人情報(氏名、住所等)が記載された相手方登録申請書について、令和6年6月27日に公民館主事が市民活動交流センターへ、庁内メール便にて発送したが、担当職員に届いておらず、相手方登録申請書が紛失した。</p> <p>また、公民館主事は相手方登録申請書を発送した旨を電子メールにより市民活動交流センター担当職員宛てに送信したが、当該担当職員は、当該電子メールを認知していなかったため、7月11日に至るまで相手方登録申請書が紛失していることに気が付かなかった。</p> <p>さらに、個人情報の安全管理のために適切な措置を講じなければならない立場にある市民活動交流センターは、相手方登録申請手続きについて、書類紛失のリスクがない電子申請(L o G o フォーム)の方法を各公民館主事に指導していなかった。</p> <p>今後は、同様の事案が起らないよう、職員に対し、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の取扱いに十分注意するよう指導徹底を図りたい。</p>	<p>各公民館に対し令和6年8月30日付で、個人情報を含む書類の取扱について、相手方登録申請は庁内メール便での送付を禁止して、原則L o G o フォームでのオンライン申請とするよう通知をした。</p> <p>また、公民館使用申込書など月例報告書類の送付方法について、庁内メール便専用袋を利用することとした。さらに、重要な個人情報と思われるものを受領した場合は、公民館係に相談するよう指導した。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	子ども未来部 令和7年度分（必要に応じて令和6年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	子ども未来部 子ども政策課(TEL 内線3811 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金の回収について</p> <p>保育所運営費負担金の過年度未収金は、前年度末と比較して28件、559,150円の減であり、令和7年11月末現在では118件、2,245,000円である。</p> <p>公立教育・保育施設使用料の過年度未収金は、前年度末と比較して11件、225,400円の減であり、令和7年11月末現在では31件、718,920円である。</p> <p>施設利用者給食費等徴収金の過年度未収金は、前年度末と比較して32件、96,900円の減であり、令和7年11月末現在では64件、180,350円である。</p> <p>児童扶養手当返還金の過年度未収金は、前年度末と比較して9件、73,120円の減であり、令和7年11月末現在では191件、15,035,430円である。</p> <p>児童手当（子ども手当）返還金の過年度未収金は、前年度末と比較して1件、10,000円の減であり、令和7年11月末現在では12件、465,000円である。</p> <p>福祉医療費助成金返還金（ひとり親家庭等）の過年度未収金は、前年度末と比較して9件、62,131円の減であり、令和7年11月末現在では6件、394,566円である。</p> <p>子ども食堂事業補助金返還金の過年度未収金は、前年度末と比較して3件、30,000円の減であり、令和7年11月末現在では1件、71,000円である。</p> <p>子育て世帯への臨時特別給付金返還金の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年11月末現在では1件、10,000円である。</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年11月末現在では8件、270,000円である。</p> <p>ひとり親家庭等に対する給付型奨学金返還金の過年度未収金は、前年度末と比較して1件、12,000円の減であり、令和7年11月末現在では1件、72,000円である。</p>	<p>(保育所運営費負担金、公立教育・保育施設使用料、施設利用者給食費等徴収金)</p> <p>引き続き、未納のある保護者への納付指導や催告、訪問徴収等を実施し、未収金の早期回収に努める。</p> <p>さらに、新たな滞納繰越が生じないように現年度分の回収にも努める。</p> <p>(児童扶養手当、児童手当（子ども手当）)</p> <p>納期限を過ぎても納付確認ができないものについては督促状を送付し、年2回以上の催告をするなどして、未収金の早期回収に努めている。また、複数年遡及して資格喪失をした場合など返還額が多い場合には、返済能力に応じた分割納付の提案を行っている。</p> <p>(福祉医療費助成金返還金（ひとり親家庭等）)</p> <p>納付期限を過ぎても納付されない場合は督促状を送付している。また、催告書を2か月に1回程送付し、戸別訪問を年1回実施して、未収金の早期回収に努めている。また返還額が大きい場合は、返済能力に応じた分割納付の提案などを行っている。</p> <p>(子ども食堂事業費補助金)</p> <p>引き続き、団体への納付指導や催告、訪問徴収等を実施し、未収金の早期回収に努める。</p> <p>(子育て世帯への臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親家庭等に対する給付型奨学金、ひとり親世帯臨時特別給付金、ひとり親家庭等応援金)</p> <p>児童手当、児童扶養手当等の手続き時等に返還を求めるなど未収金の回収に努めている。</p> <p>ひとり親家庭等に対する給付型奨学金については現在、返還中であり令和8年5月に返還が完了する見込みである。</p> <p>(育英資金貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金)</p> <p>弁護士法人へ未収金回収委託を行い、過年度滞納分について回収に努めている。また、現年度についても滞納が生じないよう、納期限後の督促、年2回催告を実施し早期回収に努めている。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	子ども未来部 令和7年度分（必要に応じて令和6年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	子ども未来部 子ども政策課(TEL 内線3811 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>ひとり親世帯臨時特別給付金返還金の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年11月末現在では1件、50,000円である。</p> <p>ひとり親家庭等応援金返還金の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年11月末現在では5件、20,000円である。</p> <p>育英資金貸付金の過年度未収金は、前年度末と比較して17人、690,800円の減であり、令和7年11月末現在では42人、18,498,820円である。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金の過年度未収金は、前年度末と比較して54人、3,527,646円の減であり、令和7年11月末現在では91人、37,461,434円である。</p> <p>今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。</p>	

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	子ども未来部 令和7年度分(必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	子ども未来部 子ども政策課(TEL 内線3811 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(2) 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>岐阜市会計規則第64条の2第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第2に定める区分によるものとし、別表第2では、役務費の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。</p> <p>しかしながら、子ども・若者総合支援センターにおいて、令和6年9月20日付けで契約が締結された「岐阜バス車内広告料」について、支出負担行為として整理する時期を契約の締結日とすべきところ、令和6年12月9日に至るまで支出負担行為書が作成されていなかった。</p> <p>今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>現在は、契約締結時に速やかに支出負担行為書を作成するよう事務手順を見直し、内容確認を徹底するため、必ず複数人で確認するチェック体制を強化した。また、支出負担行為日や支出命令日などの項目を一覧表としてまとめ、当該一覧表に基づきタスクを設定し、処理漏れを防止するための確認を徹底している。今後も会計規則を遵守し、適正かつ適時な財務会計事務の執行を行っていく。</p>
<p>(3) 適正な事務執行について</p> <p>ア 全国及び県内自治体において、放送法に基づくNHK放送受信契約が未締結であり、受信料の未払があった案件の報道を受け、令和7年4月9日に行政部管財課が受信契約に係る調査をしたところ、NHK放送受信料の対象と指摘された子ども支援課の携帯電話1台分(平成25年12月から令和7年4月まで契約未締結)の受信料が8月に支払われていた。</p>	<p>子ども支援課で保有している携帯電話を、令和7年5月にテレビの受信機能がない電話機に機種変更した。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	子ども未来部 令和7年度分(必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	子ども未来部 子ども政策課(TEL 内線3811 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>イ 年2回(4月末及び10月末)の前金払としている「子どもの居場所づくり事業業務委託」について、令和6年5月10日、受託事業者から事業担当課である子ども支援課に電話で「支払期日4月30日の令和6年度上半期分の委託料2,488,461円が未払となっている」旨の問い合わせがあった。同日、支払担当課である子ども政策課で確認したところ、支払処理がされていないことが判明した。</p>	<p>令和6年5月10日に速やかに支払処理を行い、同年5月13日に支払った。                  現在は請求書について、担当者以外にも目に見える場所に未処理ボックスを設置して、即日処理できない書類をボックスに入れることで、処理すべきものがないか確認できるようにするとともに、処理漏れがないか毎日チェックをしている。                  また、ルーチンマニュアル(支払管理表)をTeamsにアップロードし、係員全員で閲覧、入力できるようにして、担当者、副担当者、係長で支払漏れがないか確認している。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	子ども未来部 令和7年度分（必要に応じて令和6年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	子ども未来部 子ども政策課(TEL 内線3811 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>ウ 地方自治法第231条の2の2第1項は、普通地方公共団体の歳入を納付しようとする者は、歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として普通地方公共団体の長が指定するもの（以下「指定納付受託者」という。）に納付を委託できる旨規定し、同法第231条の2の3第1項は、指定納付受託者が歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる旨規定している。</p> <p>また、岐阜市会計規則第53条第1項は、指定納付受託者の指定を受けようとする者が提出する申出書に記載する普通地方公共団体の長が必要と認める事項は、歳入等の種類とする旨規定し、同条第2項は、収入命令者は、指定納付受託者を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならないとする旨規定し、同条第3項は、指定納付受託者の指定は、会計管理者に合議の上、岐阜市事務決裁規則に定めるところにより決裁を受け行うものとする旨規定し、同条第4項は、指定納付受託者を指定したときは、指定納付受託者に係る事項を告示する旨規定している。</p> <p>子ども支援課は、令和6年6月7日にサンフレンドうずら・児童センターの一時預かり事業利用料に係るキャッシュレス決済の納付事務に関する申込をキャッシュレス決済事業者に行い、9月1日から当該利用料が当該事業者を通じて市へ納付されていた。しかしながら、担当職員による関係法令等の認識不足により、当該事業者を指定納付受託者として指定しておらず、また、岐阜市会計規則の規定による、あらかじめ会計管理者へ協議すること、会計管理者に合議の上、決裁を受けること及び指定納付受託者に係る事項を告示することをしていなかった。</p>	<p>令和7年10月28日、デジタル戦略課より当該キャッシュレス決済の導入時に必要な指定納付受託者の告示等の手続きが取られていないという指摘を受け、キャッシュレス決済を行うブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社に出書書の提出を依頼。その後、令和7年11月28日付で指定納付受託者の指定及び告示を実施した。</p> <p>再発防止策として、令和7年12月、子ども支援課管理係事務マニュアル（施設・遊び場）にキャッシュレス決済導入時は「岐阜市キャッシュレス決済導入マニュアル」に従い適切に事務を実施すべきことを記載した。</p> <p>また、令和8年2月26日に子ども政策課長から部内各課に「危機管理対応事案の周知について（通知）」を発出し、今回の事案について情報共有を行うとともに、今後同様の事案が発生しないよう対応策の周知が図られた。</p> <p>今後もキャッシュレス決済の導入に限らず、新たな業務を導入する際は、その業務に関する法令や所管課が作成している事務マニュアル等を十分に確認し、必要な手続きを留意事項を把握したうえで進める。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	子ども未来部 令和7年度分（必要に応じて令和6年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	子ども未来部 子ども政策課(TEL 内線3811 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>エ 「岐阜市情報セキュリティポリシー行政情報セキュリティ対策基準 第12版」は、職員等は、支給以外の電磁的記録媒体等を原則業務に利用してはならない旨規定している。</p> <p>令和6年4月2日、子ども保育課の窓口に来課された保育利用者からの問い合わせに対し、回答に時間を要することから、後日電話説明することとした。翌日、担当職員が回答に数日要する旨を説明するため当該利用者に架電する際、伝達内容に行き違いがないようそのやり取りを録音するため、マイク・ヘッドホン端子付きのICレコーダーを探したものの課で所有しておらず、他の職員が所持していた私物のICレコーダーを用いて録音した。さらに、録音データを保存するため、当該ICレコーダーを所有する職員は課内の業務用パソコンに接続した。</p> <p>今後は、放送法、地方自治法、岐阜市会計規則及び岐阜市情報セキュリティポリシー行政情報セキュリティ対策基準を遵守するとともに、同様の事案が起らないよう事務処理マニュアルを遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>子ども保育課において、マイク端子付きのICレコーダーを購入した。</p> <p>再発を防止するため、毎年度、新任管理者研修（4月）と情報セキュリティ管理者研修（12月）において、私物の媒体を利用しないことをはじめ、外部記憶媒体の情報漏洩事案、管理方法（SKYSEA又は管理簿）、紛失等対策について情報セキュリティ管理者が研修を受けており、改めて研修の内容を確認するとともに、研修内容を課内でも朝礼の際などに分割して内容の周知徹底を図ることとした。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	子ども未来部 令和7年度分（必要に応じて令和6年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	子ども未来部 子ども政策課(TEL 内線3811 )

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(4) 事故の防止について                      ア 令和7年4月22日、子ども支援課が所管する土地（昭和34年に母子寮建設を目的に土地購入。母子寮は平成18年度に廃止し、平成19年度に解体。）内の樹木が、根腐れのため倒木したことにより、近隣民家のフェンスや屋根等を破損させた。</p>	<p>事故発生後、担当課長及び担当者が速やかに現場を確認し、市（子ども支援課所管）が管理する土地であることや被害の状況を確認。                      担当課長及び担当者が被害者への謝罪と早急に対応することについて説明。                      損害補償は市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険にて対応することとし、令和7年5月29日に被害者2名と被害額の損害賠償に関する示談書を締結した。                      再発防止策として、令和7年4月末までに子ども支援課が所管する全ての土地の状況を確認した。                      なお、当該土地は今後も子ども支援課として使用する見込みがないことから、令和7年12月8日付で行政部への移管手続きを行った。</p>
<p>イ 令和7年10月17日、京町保育所の調理室で、側溝清掃をするため、調理員Aが側溝の蓋を取り外す旨の声掛けを行った後、蓋を外して清掃を行っていたところ、鍋を持って流し台に行こうとした調理員Bが通りかかり、誤って側溝に落下した。</p> <p>今後は、同様の事故が起こらないよう安全管理を徹底されたい。</p>	<p>側溝清掃を行う時は、他の作業を行わないこと、側溝の蓋を外した時は、他の職員に声をかけるだけではなく、蓋が外れていることを他の職員が認識しているか確認することを周知した。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	教育委員会事務局教育政策課 (TEL 085-214-3571)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金の回収について</p> <p>放課後児童クラブ事業収入の過年度未収金は、前年度末と比較して11件、44,000円の減であるものの、令和7年11月末現在では90件、443,530円である。</p> <p>今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。</p>	<p>現在の未収金対策として、過去3期連続で未納となったものに対しては利用中止とする措置を行っている。また、過年度に未収金がある者については、新規利用申込みや次年度利用申込みがあった場合に、負担金の納付を条件に利用決定する等の対策を講じ、未収金の発生抑制に努めている。</p> <p>また、既に過年度未収金がある者に対しては、引き続き、電話催告や書面による催告により早期回収に努めていく。</p>
<p>(2) 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>ア 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条は、契約書を作成しない契約における支払の時期を「相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和6年11月下旬、則武小学校の学校事務職員が市庁舎コンビニエンスストアで注文した郵便切手(110円切手×50枚=5,500円)及びレターパック(単価430円×20枚=8,600円)の購入代金14,100円について、12月2日、郵便切手、レターパック及び請求書を受領後、請求書については則武小学校において所定の場所(学校事務職員と教頭の机の間にある籠)とは異なり、郵便切手受払簿を綴じているフラットファイル(当該職員の鍵の掛かる引き出しで保管)内で保管したため、支払処理が遺漏となり、12月16日、当該職員が郵便切手使用のため当該フラットファイルを開いた際、支払がされていないことが判明した。当該支払について、契約書を作成しない契約のため、支払時期は12月16日までであるところ、12月17日に支払われていた。</p>	<p>令和6年12月17日に各校(園)に向けて通知(適正な事務執行の確保について)を發出し再発防止に努めるよう周知を行った。</p> <p>また、令和6年12月23日に学校指導課が臨時事務職員研修会を開催し、改めて再発防止に努めるよう指導を行った。</p> <p>再発防止に向けては、事務職員が請求書等の支払書類に支払期日を明記した付箋紙を添付し、透明ファイルに入れて所定の場所で保管することとした。また学校長が支払手続の進捗について都度確認を行うため、「支払事務チェックシート」を用いて管理することとした。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	教育委員会事務局教育政策課 (TEL 085-214-3571)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>イ 岐阜市会計規則第64条の2第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第2に定める区分によるものとし、別表第2では、需用費及び役務費の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。</p> <p>しかしながら、次の事案について、支出負担行為として整理する時期を契約の締結日とすべきところ、教育政策課において、令和6年6月21日付けで契約が締結されたライオン事務器断裁機刃研ぎ手数料は令和6年8月22日に至るまで、令和6年8月30日付けで契約が締結された藍川東中学校給食室水栓修繕料は令和6年11月6日に至るまで、それぞれ支出負担行為書が作成されていなかった。</p>	<p>当該事案は、小学校の学校事務職員が業者から受け取った見積書を教育政策課へ提出することを失念し、その結果、必要な承認手続きを経ないまま業者へ作業を発注したことに原因があることから、令和6年12月に、各学校に向けた、「適正な事務執行の確保について」の通知を出し、事務執行に関する注意喚起を行った。</p> <p>また、年度当初には、新任の学校事務職員に対し、研修を実施することで、岐阜市における事務手続きの周知を行っている。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	教育委員会事務局教育政策課(TEL 085-214-3571)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>ウ 岐阜市会計規則第65条第1項は、「支出命令書を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和6年4月下旬、学校指導課の事業担当職員Aが、新たに教育支援委員会委員に就任した委員Xから相手方登録申請書を受領し、会計課に提出するとともに、同課の庶務担当職員Bにその写しを渡したが、職員Bは、財務会計システムに登録のあった委員Xと同姓同名の同委員会委員ではないY氏を委員Xと誤認し、同課が管理する委員名簿に誤ってY氏の相手方登録番号、氏名及び住所を記入した。職員Aによる当該名簿の点検時においても、この誤記載に気が付くことができなかったため、令和6年度教育支援委員会定例会の開催等の都度、教育政策課庶務係の支払担当職員が学校指導課からの支払依頼及び当該名簿に基づく支出命令書を作成し回議した結果、委員会定例会等計7回分の費用弁償(旅費)26,760円を委員Xに支払うべきところ、誤ってY氏に支払われた。また、令和7年3月31日、報酬21,404円についても同様に誤ってY氏に支払われた。</p> <p>さらに、令和7年度の委員名簿作成時、新任となった学校指導課の事業担当職員Cは、再任した委員については改めて記載内容を確認しなかったため、委員Xの誤記載に気が付かず、令和7年度の委員会定例会等計2回分の費用弁償3,219円についても同様に誤ってY氏に支払われた。</p>	<p>学校指導課の庶務担当者は委員名簿を作成する際、必ず委員本人から提出された承諾書や相手方登録用紙に記載された氏名、住所、生年月日、口座番号等の情報と相違ないか確認することとした。</p> <p>学校指導課の事業担当者は委員名簿を確認する際、必ず委員本人から提出された承諾書や相手方登録用紙と委員名簿に記載された情報に相違ないか確認を実施する。また、その際、相手方登録についても同様に確認を実施することとした。</p> <p>委員任命に係る内申決裁において、複数で確認を行うためのチェックリストを作成し、委員承諾書も資料として必ず添付することとした。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	教育委員会事務局教育政策課(TEL 085-214-3571)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>エ 市橋放課後児童クラブ利用者のための駐車スペースとして借り上げた物件について、令和6年4月1日に締結した賃貸借契約書には、支払期限は、「毎月末日までに翌月分を支払う」と記載されている。</p> <p>しかしながら、5月16日、教育政策課担当職員が6月分市橋放課後児童クラブ駐車場賃借料に係る支払準備を進めていたところ、4月末日が支払期限となる5月分の賃借料12,000円の支払がされていないことが判明し、5月17日に支払うとともに、支払遅延に係る延滞損害金81円が6月13日に支払われていた。</p> <p>今後は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律、岐阜市会計規則及び契約相手方と合意した内容を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>定期的な支払業務一覧(定期支払一覧表)について、支払期限の「月ごと」ではなく、「日ごと」で管理することとした。</p> <p>また、支払期限が明記されている請求書は、請求書の受取り日等、事務処理項目及びその日付を明確にして管理している。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	教育委員会事務局教育政策課 (TEL 085-214-3571)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(3) 適正な事務執行について                      ア 全国及び県内自治体において、放送法に基づくNHK放送受信契約が未締結であり、受信料の未払があった案件の報道を受け、令和7年4月9日に行政部管財課が受信契約に係る調査をしたところ、NHK放送受信料の対象と指摘された教育施設課の携帯電話1台分(平成26年4月から令和7年5月まで契約未締結)及び学校安全支援課の携帯電話1台分(平成27年7月から令和7年6月まで契約未締結)の受信料が8月に支払われていた。</p>	<p><b>【支払について】</b>                      令和7年7月30日付の請求書を8月4日に受領し、8月29日に遅滞なく支払完了(支払期日:請求書受領日から起算して30日以内)。</p> <p><b>【対象機器について】</b>                      令和7年7月付けでNHK放送を受信できない(ワンセグ非搭載)機種に変更。旧機種は廃棄済み。(教育施設課、学校安全支援課)</p> <p><b>【今後の対応】</b>                      情報機器等の契約を行う際に、併せてNHK放送受信契約の可否を確認し、必要に応じて受信料の支払いなど対応を行う。</p>
<p>イ 令和6年10月分(11月請求分)までの公用車燃料費の支払については、契約相手方の石油元売り業者から管財課宛てに一括で届く請求書及び請求内訳書を、管財課が該当する各部主管課へメールにて送付した後、各部等において支出命令書を作成し、支払処理を行う運用となっていた。</p> <p>しかしながら、教育政策課において、令和6年10月2日に管財課からメールを受信した9月分の公用車燃料費の請求書は、教育政策課及び科学館が該当しており、教育政策課については同課において支出命令書を作成し、科学館については、管財課からのメールを転送し、支出命令書を作成してもらったところ、教育政策課管理係の担当職員は、科学館へメールを転送していなかったため、科学館分の公用車燃料費5,878円が未払となっていた。</p>	<p>管財課からのメールを公用車所管課へ、請求書の有無に関わらず転送することとするが、その際、転送先(公用車所管課共有メールアドレス)を毎回選択していると漏れる可能性があるため、OutLookのクイック操作機能を活用し、宛先を事前に設定し、転送漏れをなくす。teamsにチェックリストを備え、これらを課員共有のものとした。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	教育委員会事務局教育政策課(TEL 085-214-3571)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>ウ 契約は、原則として相対する二つ以上の意思の合致によって成立するものであり、契約書は、後日契約上の紛争が生じた場合の合理的な解決に資するため、立証資料となるものとされている。</p> <p>しかしながら、岐阜商業高等学校において令和6年4月1日付けで締結された「岐阜商業高等学校火災非常通報装置保守点検業務委託」に係る契約書(3か月分ごとの年4回支払)について、令和7年1月7日、受託事業者から3回目の請求に基づき、10~12月分の支払手続を行おうとしたところ、支出命令書に添付する契約書及び支出負担行為書等の書類一式が見当たらず、直ちに搜索したものの、当該契約書等の書類一式が行方不明であることが判明した。このため、当該支払の代替手続として、契約書については写しを用いて、支出負担行為書等については再出力等して支払われていた。</p>	<p>当該事案発生は、契約書を含む支払関係書類の管理体制の不備が原因であることから、当課の支払担当者が、現物書類の表紙の余白に、書類返却日を記入して管理するとともに、Teams上でもデータ管理することで、書類の支払進捗状況等の情報を事務長、係長、支払担当者間で共有し、管理する運用に変更した。</p> <p>なお、Teams上での進捗確認のタイミングは、月初に支払が完了して会計課から書類が返却されるため、翌月の月初としている。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	教育委員会事務局教育政策課(TEL 085-214-3571)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>エ 岐阜市教育委員会事務決裁規程第3条第1項は、「決裁の手續の過程は、順次所属上司の決裁を得て、専決者又は教育長の決裁を受けなければならない。」と規定し、同規程第7条は、教育委員会委任事務等における課等の専決事項として、課長等の共通専決事項は岐阜市事務決裁規則別表第1共通専決事項の表に規定する課長等の専決事項の欄の規定を準用する旨規定し、同規則別表第1共通専決事項の財務に関する事項のア支出負担行為等に関する事項は、委託料のうち、500万円未満の契約締結何は課長等の専決事項となる旨規定している。</p> <p>しかしながら、令和7年7月、学校指導課の担当職員は、非認知能力可視化や育成支援に係るクラウドサービス「Edu Path (エデュパス)」を藍川北学園に無償で試験導入するため、導入に係る業務を当該サービス運用事業者へ委託するにあたり、専決者である学校指導課長に口頭で報告したのみで、意思決定を行うにあたり、決裁の手續を経ないでサービスの申込をした。</p> <p>また、個人情報の保護に関する法律第67条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また、同法第66条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、12月3日、当該サービスを提供するソフトウェア運用事業者がランサムウェアの攻撃を受けたため、当該サービスを利用していた5年生から9年生までの児童生徒136名及び教職員14名の計150名の氏名、性別及びアンケート回答データ等の個人情報が流出した可能性があることが判明した。</p>	<p>事業を行う際には、法令、例規等を確認し、上司と協議の上文書決裁による意思決定手続きが必要であること、特にシステム等を介する事業の場合はGIGAスクール推進室との協議を行うべきことについて周知し、徹底していくこととした。</p> <p>また令和7年12月4日にクラウドサービス「Edu Path」の利用を停止し、当該サービスが収集したデータの削除依頼を行った。</p> <p>なお、本事案において流出の可能性がある情報は、令和7年12月29日時点で不正に利用された事実は確認されていない。 (Edu Future株式会社ホームページより)</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	教育委員会事務局教育政策課(TEL 085-214-3571)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>オ 岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第15条は、自転車利用者は当該自転車利用者の利用、自転車をその事業の用に供する事業者は当該事業の用に供する自転車を道路において利用する者の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該利用者、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りではない旨規定されている。</p> <p>しかしながら、小学校又は中学校において使用されている公用自転車32台のうち30台について、当該自転車を利用する者の利用に係る自転車損害賠償責任保険への加入がされていなかった。</p> <p>今後は、放送法、岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例及び岐阜市教育委員会事務決裁規程を遵守するとともに、同様の事案が起こらないよう、チェック機能の強化による再発防止に取り組み、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>当該指摘を受け、各学校に配備されている公用自転車について、自転車損害賠償責任保険等への加入を検討している。各学校における公用自転車の利用状況を確認しながら、適切な保険を選定し、予算措置を講じていく。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	教育委員会事務局教育政策課(TEL 085-214-3571)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(4) 事故の防止について 令和7年5月13日に本荘中学校敷地内において、除草作業中に飛び石が発生し、グラウンドにいた生徒に対する人身事故が発生した。飛び石による物損事故については、令和元年度、令和3年度及び令和5年度の定期監査においても同様の指摘をしている。草刈作業手順マニュアルの遵守、作業前の安全確認や防護対策の措置について万全を期し、安全管理を徹底されたい。</p>	<p>校務員面談等で草刈作業手順マニュアルの遵守、作業前の安全確認や防護対策の措置について指導した。</p>
<p>(5) 個人情報保護の徹底について 個人情報の保護に関する法律第67条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また、同法第66条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定している。 しかしながら、以下の漏えい又は紛失があった。 ア 令和6年5月10日、芥見小学校において、学級担任が学校と保護者の間で欠席・遅刻や宿題等の相互連絡がデジタル化されたシステム「スマート連絡帳」を使用して、欠席児童の保護者1名に対し、時間割等を送信する際、送信先に誤って1年生の保護者51名全員を設定し、時間割情報等以外に、メール本文に当該欠席児童の氏名及び体調等の個人情報が記載されたメールを送信した。 さらに、5月31日、網代小学校において、学級担任が「スマート連絡帳」を使用して、6年生の保護者11名全員に対し、学年通信のPDFファイルを添付して送信する際、当該ファイルではなく、誤って6年生11名全員の氏名及び学習履歴(ミニテストの正誤答数)の個人情報がWEB上で閲覧可能となる二次元バーコードが掲載された別のファイルを添付し送信した。</p>	<p>スマート連絡帳の送信責任者(校長・教頭・教務主任等)を指定し、スマート連絡帳を利用した送信をする際は、送信前に予め送信責任者からダブルチェックを受けることとし、その結果を様式に記録してから送信するよう全校で運用手順を統一し臨時校長会(令和6年6月3日対面開催)でその旨を指導するとともに、全教職員に対してオンラインで個人情報の扱いに関する研修(令和6年6月24日)を行い、個人情報漏洩の防止について徹底を図った。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	教育委員会事務局教育政策課 (TEL 085-214-3571)

指 摘 事 項	措 置 状 況
イ 令和6年7月17日、鷺山小学校において、学級担任が、言語通級指導教室の児童1名の氏名及び指導状況等が記載された連絡ノート2日分が入ったファイルケースを当該児童に手渡す際、誤って同じ言語通級指導教室で学習している別の児童に手渡した。	ファイルにシールを貼付し外側から見た際に誰のファイルか分かる仕様に改善し、ファイルと中身の連絡シートの名前が同じであることをダブルチェックしてから児童に手渡すこととした。 また令和6年9月の校長会を通して市内各学校に再度服務規律の徹底、コンプライアンスの遵守について周知し、不祥事の未然防止について徹底を図った。
ウ 令和6年4月25日、長森南放課後児童クラブの支援員が児童の忘れ物を保護者に連絡するため、社会・青少年教育課から貸与されている携帯電話を使用してメールを送信しようとしたところ、設定を誤って、グループ登録していた保護者15名全員がそれぞれメールアドレスを相互に見ることができる状態で送信した。	事案の発生後、携帯電話のメール機能を解約した。 また、メールを使用する必要がある場合は、各クラブに設置している「強制BCC機能」及び「上長承認機能」をもつパソコンで対応することとした。
エ 令和6年3月13日、鏡島放課後児童クラブの支援員が保護者10名あてに、また、5月7日、柳津放課後児童クラブの支援員が保護者50名あてに2回に分けてパソコンを使用してメールを送信したところ、パソコンに適用されているべき他の受信者のメールアドレスを強制的に非表示にして送信する機能が適用されず、鏡島放課後児童クラブにおいては10名のメールアドレスを相互に見ることができる状態で、柳津放課後児童クラブにおいては1回目は1名のメールアドレスを他の25名の受信者が見ることができる状態で、2回目は1名のメールアドレスを他の23名の受信者が見ることができる状態で送信した。	支援員が複数の外部送信先にメールを送信する場合は、全てのメールアドレスをBCCに登録し、送信前に送信先に誤りがないこと、送信先がBCCに登録されていることを、再度確認を行った上で送信することを徹底した。 また、同年6月には支援員に対してパソコンメールの手順書を示したほか、毎年4月に行う支援員向け研修会において、個人情報法等の取扱い及びメールアドレスの設定やメール送信前のチェックに関する研修を行っていく。

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和7年度分 (必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 8 年 2 月 24 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	教育委員会事務局教育政策課(TEL 085-214-3571)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>オ 令和7年1月14日、鷺山放課後児童クラブに支援員が出勤したところ、社会・青少年教育課から貸与されている携帯電話1台が見当たらず、直ちに捜索し、1月15日にかけて、他の支援員や社会・青少年教育課職員も加わり、教室内や当該支援員の行動範囲を捜索したものの、行方不明であるため、携帯電話に加え、当該電話に登録された保護者29名及び他の支援員10名、計39名分の氏名、電話番号及びメールアドレスを紛失したと判断した。</p> <p>今後は、同様の事案が起こらないよう、職員に対し、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の取扱いに十分注意するよう指導徹底を図りたい。</p>	<p>各放課後児童クラブへ貸与する全ての携帯電話において、保護者等の個人情報削除させるとともに、携帯電話への個人情報の新規登録の禁止、画面のロック設定を遵守すること、携帯電話利用の際は、放課後児童クラブのパソコンに保管する個人情報を確認した後に連絡することとした。</p> <p>また、業務終了後、個人情報を含む媒体を鍵付きの所定の保管庫に片付けたことをチェックリストを用いて複数人で確認すること、持ち出す際にも複数人でチェックすることとし、保管庫に張り紙をして注意喚起している。</p> <p>さらに毎年4月に行う支援員向け研修会において情報セキュリティ研修を実施し、携帯電話の放課後児童クラブ外への持ち出し禁止についても周知徹底を図り、それ以降の研修会においても、情報セキュリティチェックシートによる自己チェックを実施し、支援員の意識啓発を図っていく。</p>